



様式第3号 (表面)

(日本工業規格A列4)

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)

②届出者 氏 名 株式会社プラスエム

だいひょうとりしまりやく どうきかのり
代表取締役 堂阪 宜雄



職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ ぐらすえむ
④氏 名 又 は 名 称	株式会社プラスエム
	〒 5 5 6 - 0 0 1 6 電話 06-6632-3377
(ふりがな)	おおさかしなにわくもとまち
⑤所 在 地	大阪市浪速区元町一丁目9番9号
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表のとおり
⑧備 考	株式会社プラスエムに適用 担当者 今津 雅隆 (06-6632-3377)



手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者を紹介するサービス（職業紹介サービス）	成功報酬
	（正社員など、期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている支払い予定額）の 30 %
	（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 %
	手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には消費税は含まれておりませんので、別途加算となります。

許可番号

事業所名称 株式会社プラスエム

所在地 大阪市浪速区元町1-9-8 9階